

## 収入に関する証明書について Q&A

### 【質問1】「誰の証明書を提出すればいいですか？」

① 父母がいる場合

⇒父母それぞれの証明書

② 一人親の場合（両親が離婚している場合を含む）

⇒父または母（本人と生計を共にしている人）の証明書

③ 父母が両方ともいない場合

⇒父母に代わって家計を支えている人（2人いれば2人それぞれ）の証明書

※①、③で配偶者が専業主婦（夫）で扶養になっていても収入（無収入を含む）の証明書が必要です。父又は母に収入がない場合は、収入がないことの証明書（所得金額0円と記載がある「所得証明書」等。その時点で取得できる直近の年の分で可）を提出してください。

### 【質問2】「家計支持者（父母）の所得を証明するものはどういうものですか？」

給与所得者・・・令和5年分源泉徴収票

給与所得者以外・・・令和5年分確定申告書(控)（税務署の受付印のあるもの、所得証明書不可）

※証明書については、コピーで可

※所得の証明書等については、次ページの別紙に詳しく記載があります。

# 奨学金に係る所得証明書等について

## 1 給与所得の場合

- ・給与所得者とは、官公庁、民間企業、商店、病院、学校、財団法人等に勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者（経営者に該当する者を除く）をいいます。
- ・年金、失業給付金等は、給与所得として扱います。

給与所得の種類	収入証明書等（写しも可）	発行所
給料・賃金（賞与を含む）	源泉徴収票	勤務先
役員報酬	源泉徴収票	勤務先
歳費	源泉徴収票	勤務先
専従者給与（白色申告も含む）	源泉徴収票	勤務先
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	源泉徴収票 年金振込通知書または年金額改定通知書	日本年金機構等
傷病手当金	傷病手当金通知書	全国健康保険協会等
失業給付金	雇用保険受給資格者証	ハローワーク
生活保護法による扶助費	保護決定（変更）通知（1ヶ月の受給金額が記載されているもの）	福祉事務所
前年途中・当年に就職した者	年収見込証明書 月収証明書	勤務先
退職（予定）者	退職予定証明書	勤務先

## 2 給与所得以外の所得の場合

職業区分	主な職業	証明書（写しも可）	発行所
商・工業 個人経営	商店、工場経営、アパート経営、食堂経営、大工個人タクシー等	令和5年分所得税の <b>確定申告書（控）</b> （税務署の受付印のあるもの）  受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書を <b>確定申告書（控）に添付して提出</b> する。  ※電子申告を行った場合は、申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）	税務署
農・林 水産業	農業、園芸、畜産、酪農、竹加工、炭業、漁師、水産養殖業等		
自由業	弁護士、税理士、開業医、僧侶、著述業、保険外交員等		
その他	プロスポーツ家、議員 芸能人、内職者等		

## 3 その他

- ・給与所得と農業所得のように二つの所得がある場合は、それぞれの証明書を提出してください。
- ・父母ともに収入がある場合は、二人分の証明書を提出してください。
- ・上記以外の場合は、ダイバーシティセンターに尋ねてください。